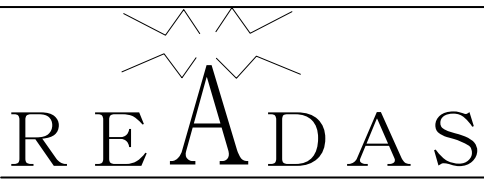


第 6015 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月 8日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 青色申告

Q：青色申告には青色申告特別控除という特典があるそうですが、どういうものなのですか？

A：所得から最高65万円控除されるという制度です。

【解説】

青色申告特別控除とは、事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む者が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合に、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができるという制度です。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高10万円を控除することができます。

(注)平成32年からは、65万円が55万円に引き下げられます。ただし、次の要件のいずれかを満たす場合は65万円を控除することができます。

①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電磁的記録の備付け及び保存を行っていること

②確定申告書、貸借対照表及び損益計算書を提出期限までにe-Taxで行うこと

なお、青色申告をしようとする場合には、「青色申告承認申請書」を提出しなければなりません。また、青色申告は、原則として、正規の簿記の原則によって記帳を行わなければならないが、現金出納帳や売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳などを一定期間保存しておかなければなりません。

